

令和6年度省エネ設備等導入支援事業 補助金申請等に関する Q&A

(2024.6.3 ver.1.0)

No.	問い合わせ内容	回答
1	具体的な申込方法はどのようなのでしょうか。	一般財団法人 鹿児島県環境技術協会（以下「協会」といいます。）の WEB ページにある申請書をダウンロードして提出してください。詳細は補助金申請の手引きをご覧ください。
2	省エネ診断はどのようにできますか。	省エネルギーセンターのホームページに省エネ最適化診断の申込案内があります。 (https://www.shindan-net.jp/) また経産省の省エネお助け隊事業による省エネ診断も受けられます。 他にエネルギー管理士資格を有する方であれば実施が可能としています。
3	省エネ診断は、いつから申し込みができるのでしょうか。また、省エネ診断の実施結果報告書入手するためには、どれ位の期間を要するのでしょうか。	省エネルギーセンターの省エネ最適化診断は、すでに申し込みが始まっており予算がなくなった時点で終了となります-お申込みから診断結果説明会までは約2か月～2か月半（その内、現地診断から省エネ報告書をお届けするのに約1か月）かかりますので、余裕をもってお申込み下さい。 省エネお助け隊及びエネルギー管理士による省エネ診断については、それぞれに直接おたずねください。
4	申込書への記載方法等がわからない場合はどうすればよいのでしょうか。	補助金申請の手引きをご覧ください。また、協会の補助金交付窓口にメール又はお電話でおたずねください。 Mail:hojyo@kagoshima-env.or.jp Tel :099-202-0128
5	申請期間（申請締切）はいつまでですか。また交付申請書および実績の報告期限はいつまでですか。猶予される場合はありますか。	申込（交付申請）は令和6年11月29日（金）までが期限です。消印有効です。 申請総額が予算額を超過すると認められる場合、期限前でも締め切ることがあります。 設置が完了してお金の支払いなどすべて完了し、令和7年1月15日（水）までに実績報告（完了報告）ができなかった場合は、申込が受理され交付決定されていても、補助金のお支払いができませんので、ご注意ください。
6	国や自治体の補助金と一緒にもらうことができますか	この補助金については国や県、自治体、各種団体等からの補助金と併用することはできません。
7	補助対象となる設備にどのようなものがありますか。	協会のホームページから補助金申請の手引きをダウンロードして確認することができます。

8	設備は購入せずにリースして設置するのですが、その場合でも補助金の申請はできますか。	設備をリースする場合も申請は可能です。リース契約が含まれる場合は、リース会社が申請者となり、補助金はリース会社へ支払われます。リース会社は月々のリース料金に交付される補助金相当分の値下がりも反映しなければなりません。
9	地方公共団体が申請することは可能ですか。	今回は事業者等が対象となり、国及び地方自治体、一部事務組合等は申請できません。
10	利益等排除はどのような場合に行う必要があるのですか。	申請者(リースの場合は使用者(契約者))が自社または資本関係にある会社から充電設備を購入する場合や、工事の施工をする場合に必要になります。
11	自分の会社で工事をします。利益等排除の対象となるのですか。	利益等排除の対象となります。
12	押印は必要ですか	申請等に必要な書式では、原則として押印は不要です。
13	いつ採択されるのですか。	申請書が受理されてから概ね1ヶ月程度を目安としています。
14	早く申請した方が採択されやすいのですか。	そのようなことはありません。要件を満たしており補助対象として適切であると認められるものは予算のある限り先着順で採択していきます。
15	工事が遅れていて交付申請時の工事完了予定日より遅れそうなのですが、何か手続きが必要ですか。	手続きの必要はありません。ただし、実績報告書の最終提出期限である令和7年1月15日(水)を超えることができませんので注意してください。この日までに工事完了・支払いを終了して、実績報告書の提出ができない場合は、補助金が交付されませんので、スケジュール管理は十分にご注意ください。
16	実績報告書を提出してから補助金が振り込まれるまで、どれくらいの期間がかかりますか。	実績報告書を受理した後に、書類審査及び必要に応じて現地審査を行って、概ね1ヶ月を目途に補助金額確定通知書を発行します。その後速やかに届け出のあった口座へ振込みされます。
17	保有義務期間とは何ですか。	補助金の交付を受けた方が、設置した設備を保有管理し、効率的運用を図らなければならない期間の事です。保有義務期間は設置完了日から法定耐用年数となります。
18	保有義務期間の間に、保有が困難になった場合は、何か罰則があるのですか。	原則として、補助金の返納が必要となります。保有が困難になった場合、またはやむを得ず処分を行う場合は、必ず協会(または鹿児島県)へ事前の届出が必要となります。承認を得ずに処分を行ったことが判明した場合は、補助金の返納を求める場合があります。詳しくはお問い合わせください。